

募 集

コンペティション方式により、山陰海岸国立公園鳥取砂丘ビジターセンターの自動販売機設置業者を選定するので、次のとおり募集します。

令和 3年 2月 4日

山陰海岸国立公園鳥取砂丘ビジターセンター管理運営協議会
会長 平井 圭介

1 募集する業務の内容

(1) 設置自動販売機の種類及び設置期間

清涼飲料水自動販売機

- ・館外設置：缶、ペットボトル（再生 PET 樹脂 100%を使用したものに限る）
- ・館内設置：カップ式

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

(2) 設置場所及び設置台数等

設置場所 鳥取市福部町湯山2164-971 山陰海岸国立公園鳥取砂丘ビジターセンター

台 数 館外：1台 館内：1台

（幅1800mm 奥行き800mm程度 使用済み容器回収ボックスを含む）

2 参加資格

このコンペティションに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有している事業者で、県内で自動販売機の設置、管理、運営について2年以上の実績を有する者であること。
- (2) 鳥取県と災害応援協定を締結していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 法人等（個人事業者を含む。）の役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者、又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (5) 令和3年2月4日（木）から同年2月26日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要項（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (6) 法人税、所得税（個人事業者の場合）、鳥取県の県税、その他税金の滞納がないこと。

3 コンペティションへの参加方法

このコンペティションに参加する者は、「自動販売機設置に係るコンペティション参加説明書」により、提案書及び添付書類を作成し、提出すること。

なお、館内、館外別々に応募すること。両方又はどちらか一方のみの応募も可能とする。

また、「自動販売機設置に係るコンペティション参加説明書」は、令和3年2月4日（木）以降、山陰海岸国立公園鳥取砂丘ビジターセンターへ電話連絡し、入手すること。

4 提案書等の提出方法

(1) 提出期限

令和3年2月4日（木）から同年2月26日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、受け付けるものとする。

また、送付による場合は、令和3年2月26日（金）午後5時までに必着すること。

(2) 提出場所及び問合せ先

〒689-0105 鳥取市福部町湯山2164-971

山陰海岸国立公園鳥取砂丘ビジターセンター管理運営協議会

電 話：0857-22-0021

ファクシミリ：0857-51-1038

(3) 質問の受付

- ア 質問がある場合は、令和3年2月13日（土）まで受け付けるので、文書で提出すること。（ファクシミリも可）
- イ 質問への回答は、令和3年2月20日（土）の午後5時までに山陰海岸国立公園鳥取砂丘ビジターセンターにおいて公表する。

5 審査及び契約の締結

提出された提案書を、山陰海岸国立公園鳥取砂丘ビジターセンター管理運営協議会の会員等で構成する審査委員会において書面審査し、館外、館内ごとに最も優れた提案書を提出した1業者と自動販売機設置契約の締結を行う。

なお、応募者が1者の場合、審査会を開催しない場合がある。

審査委員会の開催予定日：令和3年3月9日（火）

6 契約保証金 免除

7 暴力団排除

設置者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができるものとする。

なお、設置者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に協議会が契約を解除するときは、設置者は違約金として貸付料年額の10分の1に相当する金額を協議会に支払わなければならない。

また、設置者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
 - ア 暴力団員を役員等（借受人が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、借受人が個人事業者にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
 - イ 暴力団員を雇用すること。
 - ウ 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
 - オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
 - カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
 - キ 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

8 その他

(1) 提案書の無効

2の参加資格のない者が提出した提案書及び虚偽の記載がなされた提案書は、無効とする場合がある。

(2) 参加費用

このコンペティションへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。